

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	2025年4月1日提出
<b>【発行者名】</b>	アセットマネジメントOne株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役社長 杉原 規之
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	積木 利浩
<b>【電話番号】</b>	03-6774-5100
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	D I A M新興資源国債券ファンド
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】</b>	1兆円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

**1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

2025年1月21日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、投資顧問会社である「Asset Management One USA Inc.」との運用の指図に関する権限を委託する投資一任契約を解約することに伴い、記載事項の一部に変更が生じるため、また関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

**2【訂正の内容】**

\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(略)

<ファンドの特色>

## 1 主として“新興資源国”<sup>(注1)</sup>の現地通貨建ての国債等<sup>(注2)</sup>に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。

- 投資対象国およびその配分比率は“新興資源国”の中から金利水準、経済ファンダメンタルズ、信用力、流動性等を総合的に勘案して決定します。
- 投資対象国<sup>(注3)</sup>は4カ国を原則とします。2024年10月末時点の投資対象国は、インド、インドネシア、メキシコ、ブラジルです。
- 投資対象となる債券は、当初組入れ時においてBB-格以上<sup>(注4)</sup>の格付を取得しているものとします。

※運用にあたっては、アセットマネジメントOne U.S.A.・インクに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

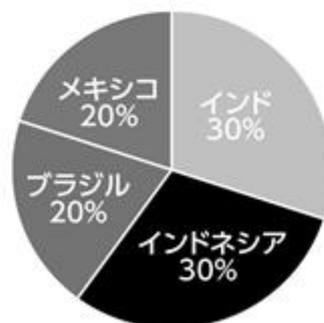
(注1)当ファンドにおいて「新興資源国」とは、新興国と資源国の両方に該当する国々あるいは地域をいいます。「新興国」とは、経済が発展段階にあり今後さらに経済成長が期待される国々あるいは地域をいいます。「資源国」とは、エネルギー資源、鉱物資源、食糧・食料資源等の資源を産出する国・地域で、その資源がその国・地域の経済もしくは世界経済に影響を与えると考えられる国々あるいは地域をいいます。

(注2)国債等には国債・政府機関債のほか州政府債・国際機関債などを含みます。

(注3)投資対象国とその数および配分比率は金利水準、経済ファンダメンタルズ、信用力、流動性等により今後変更されることがあります。

(注4)格付機関はMoody's社またはS&P社とし、両社が格付を付与している場合には、どちらか高い方の格付とします。保有する債券の格付が格下げにより上記基準を満たさなくなった場合は、当該債券を速やかに売却するものとします。

基本国別投資比率  
(2024年10月末時点)



※基本国別投資比率は今後変更されることがあります。

(略)

< 訂正後 >

(略)

< ファンドの特色 >

# 1 主として“新興資源国”<sup>(注1)</sup>の現地通貨建ての国債等<sup>(注2)</sup>に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。

- 投資対象国およびその配分比率は“新興資源国”の中から金利水準、経済ファンダメンタルズ、信用力、流動性等を総合的に勘案して決定します。
- 投資対象国<sup>(注3)</sup>は4カ国を原則とします。2024年10月末時点の投資対象国は、インド、インドネシア、メキシコ、ブラジルです。
- 投資対象となる債券は、当初組入れ時においてBB-格以上<sup>(注4)</sup>の格付を取得しているものとしてします。

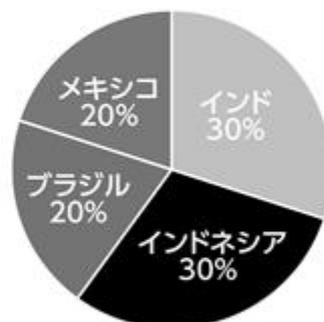
(注1) 当ファンドにおいて「新興資源国」とは、新興国と資源国の両方に該当する国々あるいは地域をいいます。「新興国」とは、経済が発展段階にあり今後さらに経済成長が期待される国々あるいは地域をいいます。「資源国」とは、エネルギー資源、鉱物資源、食糧・食料資源等の資源を産出する国・地域で、その資源がその国・地域の経済もしくは世界経済に影響を与えると考えられる国々あるいは地域をいいます。

(注2) 国債等には国債・政府機関債のほか州政府債・国際機関債などを含みます。

(注3) 投資対象国とその数および配分比率は金利水準、経済ファンダメンタルズ、信用力、流動性等により今後変更されることがあります。

(注4) 格付機関はMoody's社またはS&P社とし、両社が格付を付与している場合には、どちらか高い方の格付とします。保有する債券の格付が格下げにより上記基準を満たさなくなった場合は、当該債券を速やかに売却するものとしてします。

基本国別投資比率  
(2024年10月末時点)

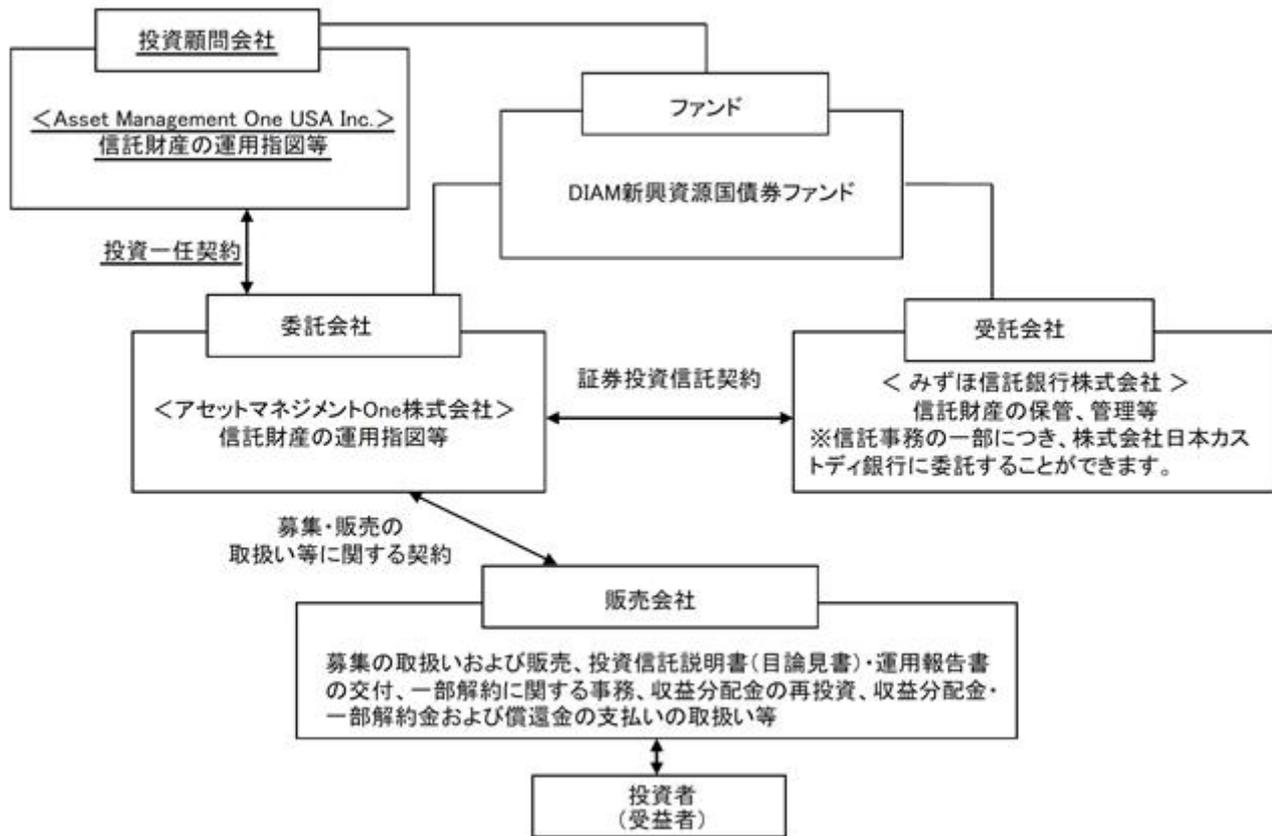


※基本国別投資比率は今後変更されることがあります。

(略)

## (3) 【ファンドの仕組み】

&lt;訂正前&gt;



(略)

## ・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金及び償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

## ・「投資一任契約」の概要

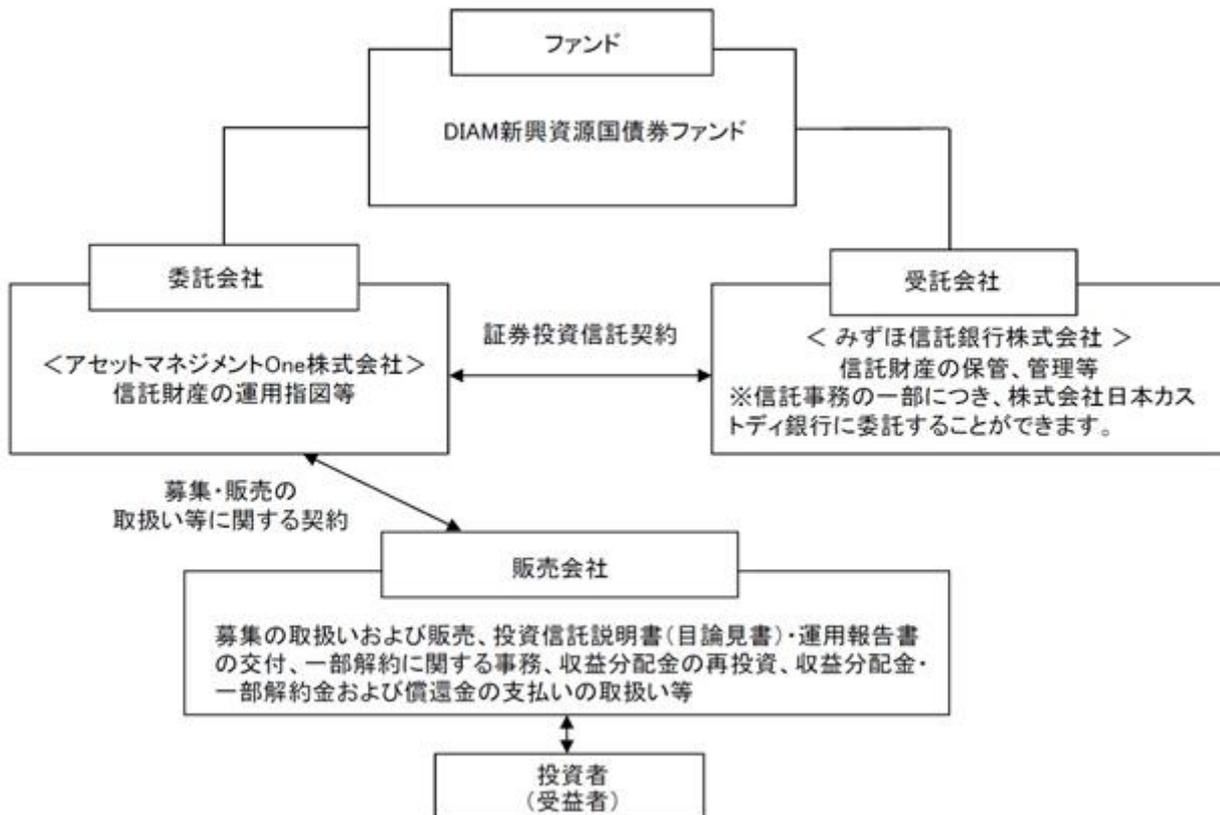
委託会社と投資顧問会社（Asset Management One USA Inc.）との間においては、当ファンドの運用の指図に関する権限の一部を委託する契約を締結しております。

当該契約の内容は、運用指図の権限委任、投資一任契約に基づく業務の内容、運用の責任等について規定したものです。

## 委託会社の概況

(略)

&lt; 訂正後 &gt;



(略)

- ・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金及び償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

#### 委託会社の概況

(略)

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

<訂正前>

(略)

<投資態度>

(略)

外貨建資産については、原則として対円でのヘッジは行いません。

運用指図に関する権限の一部をAsset Management One USA Inc.に委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(略)

<訂正後>

(略)

<投資態度>

(略)

外貨建資産については、原則として対円でのヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(略)

### (2)【投資対象】

<訂正前>

(略)

運用の指図範囲等(約款第16条第1項)

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委託を受けた者を含みます。以下、(5)投資制限について同じ。)は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

(略)

<訂正後>

(略)

運用の指図範囲等(約款第16条第1項)

委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

(略)

## (3) 【運用体制】

&lt;訂正前&gt;

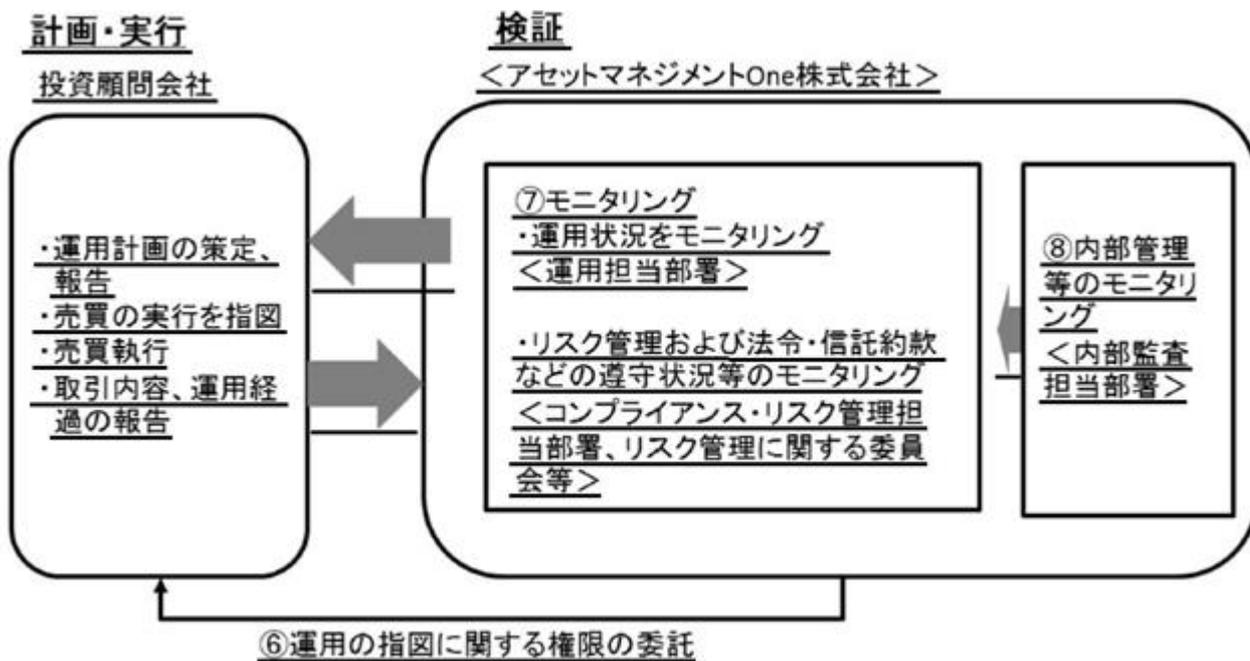
## a. ファンドの運用体制

(略)

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

当ファンドはAsset Management One USA Inc.に当ファンドの運用の指図に関する権限の一部を委託します。



## — 運用の指図に関する権限の委託

Asset Management One USA Inc.は投資一任契約に基づいて当ファンドの運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

## — モニタリング

委託会社では、各運用担当者が運用の委託先である投資顧問会社の運用状況をモニタリングし、必要に応じて対応を指示します。

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

## — 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

## b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

また投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行います。

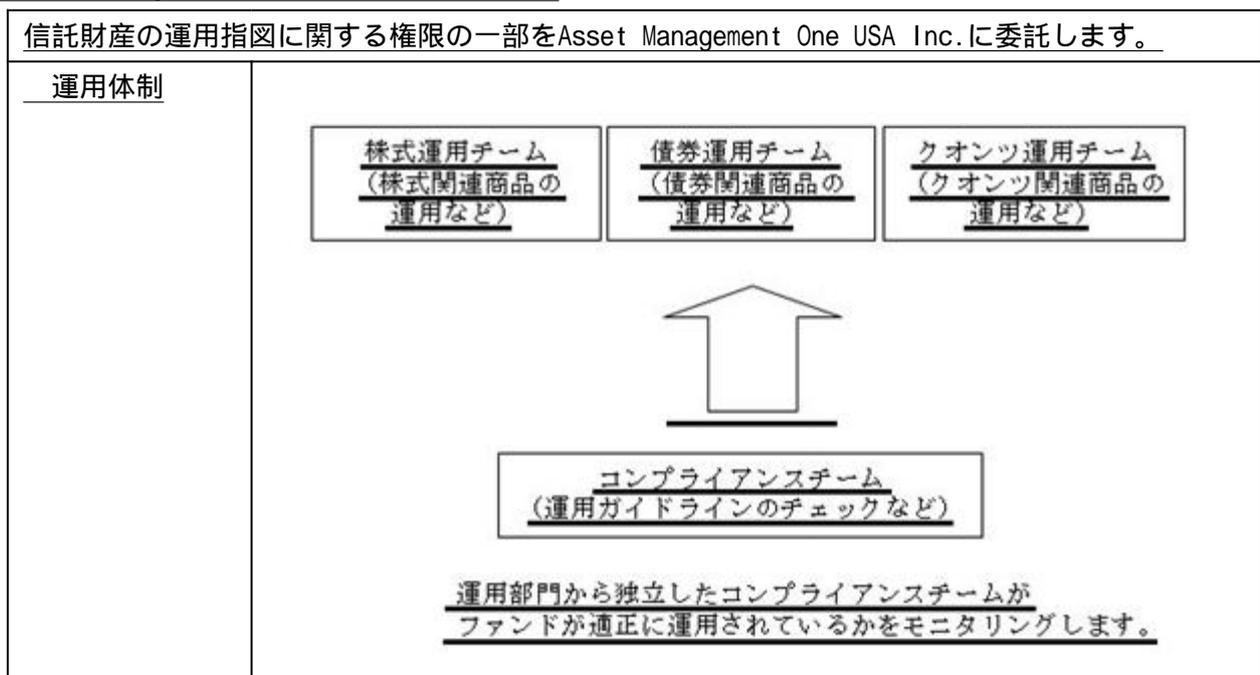
## c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

当ファンドの運用指図の委託先の運用体制は以下の通りです。

## ・ Asset Management One USA Inc.の運用体制



運用プロセス	<p>情報収集・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドマネジャーおよびアナリストが、投資対象国・地域のマクロ経済分析や対象資産に関する情報分析や市場分析を行います。</li> </ul> <p>投資方針の決定及びポートフォリオの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・に基づき、投資対象国の金利や物価の動向、経済情勢や投資環境等を勘案してファンドマネジャーが投資方針を決定し、流動性や金利状態等から判断して投資銘柄を選定します。</li> </ul> <p>売買執行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・で選択した投資銘柄の売買取引は最良執行方針に則って実施します。</li> </ul> <p>運用モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドマネジャーは投資方針に則った運用が継続して行われるよう、投資銘柄の格付変更や資金流入などポートフォリオの状況をモニタリングします。</li> <li>・運用ガイドラインチェックは運用部門から独立したコンプライアンスチームが日次で行います。</li> </ul>
--------	--

上記体制は2024年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

a . ファンドの運用体制

( 略 )

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b . ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c . 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2025年4月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

( 3 ) 【信託報酬等】

< 訂正前 >

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.65%（税抜1.5%）

信託報酬の配分は、各販売会社の取扱純資産額に応じて、以下の通りとします。

信託報酬の配分（税抜）			
各販売会社の取扱純資産額	委託会社	販売会社	受託会社
300億円以下の部分	年率0.75%	年率0.70%	年率0.05%
300億円超 500億円以下の部分	年率0.70%	年率0.75%	年率0.05%
500億円超の部分	年率0.65%	年率0.80%	年率0.05%
主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

委託会社の信託報酬には、当ファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社（Asset Management One USA Inc.）に対する報酬（当ファンドの信託財産の純資産総額に対して年率0.14%）が含まれます。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

<訂正後>

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.65%（税抜1.5%）

信託報酬の配分は、各販売会社の取扱純資産額に応じて、以下の通りとします。

信託報酬の配分（税抜）			
各販売会社の取扱純資産額	委託会社	販売会社	受託会社
300億円以下の部分	年率0.75%	年率0.70%	年率0.05%
300億円超 500億円以下の部分	年率0.70%	年率0.75%	年率0.05%
500億円超の部分	年率0.65%	年率0.80%	年率0.05%
主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

#### (5)【その他】

<訂正前>

(略)

#### 八．関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

投資一任契約について、委託会社と投資顧問会社との間の当該契約は、原則として期間満了の30日前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(略)

<訂正後>

(略)

#### 八．関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(略)

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 5【その他】

<訂正前>

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(略)

<訂正後>

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

(略)

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

&lt;訂正前&gt;

(略)

## (2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社みずほ銀行(1)	1,404,065	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社第四北越銀行	32,776	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社滋賀銀行	33,076	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社池田泉州銀行	61,385	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社伊予銀行	20,948	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社肥後銀行	18,128	日本において銀行業務を営んでおります。
みずほ信託銀行株式会社(1)	247,369	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社北洋銀行	121,101	日本において銀行業務を営んでおります。
信金中央金庫	(2) 890,998	日本において全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の受給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。
第一生命保険株式会社	60,000	日本において保険業務を営んでおります。
auカブコム証券株式会社	7,196	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
四国アライアンス証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社SBI証券	54,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
九州FG証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
みずほ証券株式会社(1)	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
北洋証券株式会社(1)	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	(3) 19,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	13,195	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社証券ジャパン	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

松井証券株式会社	11,945	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
水戸証券株式会社	12,272	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2024年3月末日現在

( 1 ) 新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。

( 2 ) 出資の総額

( 3 ) 2023年12月31日現在

### (3) 投資顧問会社

名称	Asset Management One USA Inc.
資本金の額	400万米ドル(2023年12月末日現在)
事業の内容	米国において投資顧問業務を営んでいます。

< 訂正後 >

( 略 )

### ( 2 ) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社みずほ銀行( 1 )	1,404,065	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社第四北越銀行	32,776	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社滋賀銀行( 1 )	33,076	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社池田泉州銀行	61,385	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社伊予銀行	20,948	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社肥後銀行	18,128	日本において銀行業務を営んでおります。
みずほ信託銀行株式会社( 1 )	247,369	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社北洋銀行	121,101	日本において銀行業務を営んでおります。
信金中央金庫	( 2 ) 890,998	日本において全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の受給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。
第一生命保険株式会社	60,000	日本において保険業務を営んでおります。
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
四国アライアンス証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社SBI証券	54,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

九州FG証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
みずほ証券株式会社(1)	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
北洋証券株式会社(1)	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	(3)19,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	13,195	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社証券ジャパン	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
松井証券株式会社	11,945	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
水戸証券株式会社	12,272	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2024年3月末日現在

- (1) 新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。
- (2) 出資の総額
- (3) 2023年12月31日現在

### (3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

委託会社の米国拠点における債券運用体制の変更に伴い、投資顧問会社であるAsset Management One USA Inc.との運用の指図に関する権限を委託する投資一任契約を解約し、2025年4月1日より、委託会社による自社運用に変更します。なお、当該変更による当ファンドへの直接的な影響はありません。また、当ファンドにおける運用の基本方針にも変更はありません。

## 2【関係業務の概要】

< 訂正前 >

(略)

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集の取扱いおよび販売
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書(目論見書)・運用報告書の交付
- (7) その他上記に付帯する業務

「投資顧問会社」は、以下の業務を行います。

Asset Management One USA Inc.は委託会社との投資一任契約に基づき、当ファンドの信託財産の運用指図等を行います。

<訂正後>

(略)

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集の取扱いおよび販売
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書(目論見書)・運用報告書の交付
- (7) その他上記に付帯する業務